

高知県献血推進協議会 傍聴者の遵守事項について

高知県献血推進協議会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。下記事項に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは違反者を退場させることがあります。

- (1) 傍聴者は、会議開始時刻までに入場し、会場内では係員の指示に従うこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、会場内に入場しないこと。
 - ①酒気を帯びていると認められる者
 - ②ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等、通常の服装をしていない者
 - ③プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不必要な物品を携帯している者
 - ④前各号に掲げる者のほか、議事の進行を妨げるおそれがあると認められる者
- (3) 会議中は、所定の席に着席し、みだりに席を離れないこと。また、厳に私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (4) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 会議中は、議事の進行を妨げないよう携帯電話等の電源を切るなどすること。
- (6) 一般の傍聴者は、会長または係員の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為をしないこと。
- (8) 会議が非公開とされた時、または、会長もしくは係員から退場を命ぜられたときは、指示に従い速やかに退場すること。